

議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束(以下「逮捕等」という。)を受けた場合における給料等の取扱いを定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 給料の一時差止め

市長等が逮捕等された日から拘束を解かれるまでの期間(以下「逮捕等期間」という。)について、給料の支給を一時差し止めることとします。

2 給料の不支給

市長等が、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ定める期間において、給料を支給しないこととします。

- (1) 刑事事件により有罪の判決が確定した場合…逮捕等期間
- (2) 刑の執行のため刑事施設に拘置された場合…施設に拘置された期間
- (3) 罰金や科料を完納せず、労役場にて留置された場合…当該労役場に留置されていた期間

3 期末手当の一時差止め

市長等に逮捕等期間がある場合で判決が確定していないとき、又は市長等に罪があると想定するに至った場合等においては、期末手当の全額を一時差し止めることとします。

4 期末手当の不支給

市長等が懲戒免職の処分を受けた場合又は期末手当の一時差止めを受けた後に拘禁刑以上の有罪判決が確定した場合等においては、期末手当の全額を支給しないこととします。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

庁舎建設に関する不正入札問題について、前副市長が逮捕され、有罪判決が確定するという前例のない事件が起きたことを踏まえ、今後、給料の一時差止め等の対応を迅速かつ適切に行うことができるようとするものです。